



# 鳥取県公報

令和7年7月4日（金）  
号外第77号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（33）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（34）（人事企画課）・・・・・・ 7
	鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（35）（家庭支援課）・・・・・・ 18
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （36）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 （37）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 （38）（教育委員会事務局高等学校課）・・・・・・ 31
◇ 教委規則	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（12）（人権教育課）・・・・・・ 32

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域における不動産取得税の課税免除の対象を、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日から令和10年3月31日（現行 令和7年3月31日）までに対象施設を設置した者とする。

(2) 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## ◇職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部改正等に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業及び子育て部分休暇制度を拡充する措置を講ずる。

## 2 条例の概要

## (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、一部の例外の場合を除き、1時間を単位として行うものとする。

イ 第2号部分休業を請求することができる時間の範囲を、非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分とし、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする。

ウ その他条例で定めることとされた事項を定める。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、給与の減額等について定めた規定中部分休業について定めた部分等について、所要の規定の整備を行う。

## (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 子育て部分休暇を取得することができる期間として、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間を選択できることとする。

イ 子育て部分休暇を、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において取得することを要しないものとする。

ウ 任命権者は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置を講ずる場合には、当該職員に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ア) 出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置

(イ) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(ウ) 子の心身の状況等に起因して当該子の出生の日以後に発生等することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

エ その他所要の規定の整備を行う。

## (4) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(3)に準じた改正を行う。

## (5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とするイの一部に関する事項を除き、令和7年10月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

青少年の容貌の画像情報を加工して作成した児童ポルノ等の作成、製造及び提供を防止するため、当該行為が行われた場合の命令及び公表について定める等、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をした者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- (2) 知事は、(1)による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができるものとする。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。
- (3) 青少年の容貌の画像情報を加工して作成したものを含む児童ポルノ等の作成、製造及び提供をしたときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。
- (4) (1)の命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。
- (5) 県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講ずるものとする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日から起算して1月を経過した日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

出産育児をしやすい環境を整備し、子育て世帯等の居住の安定及び経済的負担の軽減を図るため、県営住宅の優先入居の対象となる子育て世帯の対象を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 優先入居の対象となる者に、その者又は同居する配偶者のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないものを追加し、入居に係る収入の基準額を21万4千円とする。
- (2) 優先入居の対象となる者の条件を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（現行 中学校を卒業等する前の児童等）と同居する者とし、そのうち該当する子が3人以上の世帯の入居に係る収入の基準額を25万9千円（現行 15万8千円）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（地域医療に貢献する者を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内の医療機関等において医師の業務に従事しようとするものに対し、新たに地域医療強化医師確保奨学金を貸し付けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除について定める。
- (2) 医師及び看護師の多様な働き方を支援するため、看護職員奨学金、医師養成確保奨学金、臨時特例医師確保対策奨学金、臨床研修医研修資金貸付金及び医師海外留学資金貸付金に係る債務の免除の要件となる常

勤看護職員若しくは常勤看護教員又は常勤医師としての業務の従事期間について、非常勤看護職員若しくは非常勤看護教員又は非常勤医師として業務に従事した期間を考慮できることとする。

- (3) 県内に居住し、又は県内企業に就業するグローバル人材を育成するため、国外の大学に進学する者に対する鳥取県育英奨学金の制度を設けることに伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除条件を追加する。

2 条例の概要

- (1) 地域医療強化医師確保奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

免除の条件	免除の範囲
ア 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間内に）鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了後直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間内に）鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修（医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。）を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間（専門研修を県内において受けた期間と知事が別に定める業務に従事した期間を通算した期間をいう。以下同じ。）が4年間となったとき。	債務の全部
イ アに規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又は業務に従事することができなくなったとき。	
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部

- (2) 看護職員奨学金の免除の条件となる常勤看護職員又は常勤看護教員としての業務の期間について、常勤看護職員又は常勤看護教員として勤務することができなかった場合において、非常勤看護職員又は非常勤看護教員として勤務した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

- (3) 医師養成確保奨学金等の免除の条件となる常勤医師としての業務の期間について、常勤医師として勤務することができなかった場合において非常勤医師として勤務した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

- (4) 国外の大学を卒業した者（貸与を受けた奨学金の額に国外加算額が含まれる者に限る。）が、当該大学を卒業した日から起算して1年（国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、3年以内で知事がその都度定める期間）以内に県内居住又は県内就業を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったときは、国外加算額に相当する額を限度として、その債務の一部を免除することができるものとする。

- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布の日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高等学校等就学支援金の支給の対象外とされる者に対する就学費用の支援制度が設けられることを踏まえ、県立高等学校に在学する生徒の学びの機会を保障するため、県立高等学校における授業料等の減免対象を拡充する。

2 条例の概要

- (1) 授業料等の減免の対象を、非常災害その他特別の事由があると認められる生徒（現行 非常災害その他特別の事由により、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒）に改める。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## 条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第33号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（促進区域における不動産取得税の課税免除）</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和10年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>	<p style="text-align: center;">（促進区域における不動産取得税の課税免除）</p> <p>第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。</p>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第34号**

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において、<u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u>以外の非常勤職員(短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。)</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において<u>次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>(短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。)</p> <p>ア <u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u></p> <p>イ <u>1日の勤務時間数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p>

位として行うものとする。

2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から当該休暇の時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間）の範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（前項に規定する特別休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から当該休暇の時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間）の範囲内で行うものとする。



<p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p>第20条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員（非常勤職員を除く。）が<u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>
--	--

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務</p>

<p>(1) <u>育児部分休業</u>（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(2) <u>修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(3) <u>高齢者部分休業</u>（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(4) <u>子育て部分休暇</u>（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）</p> <p>(5) <u>介護休暇等</u>（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）</p> <p>3 略</p>	<p>しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>
--	---

（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の減額等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>（給与の減額等）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるも</p>

<p>(1) <u>育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u></p> <p>(2) <u>修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u></p> <p>(3) <u>高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</u></p> <p>(4) <u>子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</u></p> <p>(5) <u>介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</u></p> <p>3 略</p>	<p>のをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>
--	--

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が<u>次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 職員が<u>部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により</u></p>

<p>(1) <u>育児部分休業</u>（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(2) <u>修学部分休業</u>（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(3) <u>高齢者部分休業</u>（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(4) <u>子育て部分休暇</u>（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>(5) <u>介護休暇等</u>（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</p> <p>3 略</p>	<p><u>日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>
--	---

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 <u>次に掲げるいずれかの期間</u></p>	<p>（無給休暇）</p> <p>第17条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、</u></p>

ア 1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあつては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

イ 毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間

(4) 略

3～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)  
第20条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあつては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間

(4) 略

3～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)  
第20条 略

<p>(1) <u>対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第22条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第23条 略</p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>第24条 略</p>	<p>（要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p>第21条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（勤務環境の整備に関する措置）</p> <p>第22条 略</p> <p>（人事委員会規則への委任）</p> <p>第23条 略</p>
--	---

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>（1）・（2）略</p>	<p>（無給休暇）</p> <p>第15条 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>（1）・（2）略</p>

<p>(3) 子育て部分休暇 <u>次に掲げるいずれかの期間</u></p> <p>ア <u>1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあつては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u></p> <p>イ <u>毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第17条の2 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第18条 <u>市町村教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>市町村教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」とい</u></p>	<p>(3) 子育て部分休暇 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあつては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u></p> <p>(4) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第17条の2 略</p>
---	--

<p>う。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置</u> (次号において「<u>育児期両立支援制度等</u>」という。) <u>その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	
<p>3 <u>市町村教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p>	
<p>(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p>	<p>(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p>
<p><u>第19条</u> 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。) <u>その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	<p><u>第18条</u> 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置 (以下この条及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。) <u>その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出</u> (次条において「<u>請求等</u>」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>	<p>(勤務環境の整備に関する措置)</p>
<p><u>第20条</u> 略</p>	<p><u>第19条</u> 略</p>
<p>(人事委員会規則への委任)</p>	<p>(人事委員会規則への委任)</p>
<p><u>第21条</u> 略</p>	<p><u>第20条</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。



(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第17条第2項第3号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。
- 4 任命権者は、施行日前においても、新勤務時間条例第21条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第6条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第2項第3号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。
- 6 市町村教育委員会は、施行日前においても、新県費負担教職員勤務時間条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第35号**

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 罰則（第26条－<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 県は、この条例に定める事項に違反する行為により被害を受けた青少年及びその家族に対して、適切な支援を受けられるようにするとともに、財政措置も含め必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>（児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止）</p> <p>第18条の3 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 知事は、前2項の規定に違反した者に対して、期限を定めて、当該児童ポルノ等の廃棄、削除その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>4 知事は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称及び当該命令の内容を公表することができる。この場合、当該公表による青少年の心身への影響に十分配慮するものとする。</u></p> <p>第27条 略</p> <p><u>第28条 第18条の3第1項又は第2項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。</u></p> <p><u>2 第18条の3第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 罰則（第26条－<u>第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（県の責務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>（児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止）</p> <p>第18条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>第27条 略</p>

<p>第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に 関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す るほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科 する。</p>	
<p>第30条 略</p>	<p>第28条 略</p>

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

## (経過措置)

2 改正後の鳥取県青少年健全育成条例第18条の3第3項及び第4項の規定は、この条例の施行後に同条第1項又は第2項の規定に違反した者について適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第36号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に                  応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 同居する者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上いる場合</u>                  25万9千円</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する場合（アに該当する場合を除く。）</u> 21万4千円</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 同居する者に<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいること。</u></p> <p>(キ) 略</p> <p><u>(ク) その者又は同居する配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないこと。</u></p> <p><u>ウ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合（ア又はイに該当する場合を除く。）</u> 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）</p> <p><u>エ アからウまでに掲げる場合以外の場合</u> 15万8千円</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、<u>イ又はウ</u>に掲げる場合に                  応じ、それぞれア、<u>イ又はウ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する場合</u> 21万4千円</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p>(カ) 同居する者に<u>中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。</u></p> <p>(キ) 略</p> <p><u>イ 法第24条第2項の規定に該当する県営住宅の場合</u> 21万4千円（災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）</p> <p><u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> 15万8千円</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(入居者資格の特例)</p>

第5条の2 略

2 前条第1項第2号ウに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する者
- (2) 略
- (3) 5人以上の世帯を構成する者

(4)～(14) 略

- (15) その者又は同居する配偶者のいずれかが40歳未満の者であり、当該配偶者以外に同居する者がいないもの

(同居の承認)

第9条の2 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

- (1) 略
- (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アからエまでに掲げる場合に並び、それぞれ同号アからエまでに掲げる金額を超えないこと。
- (3)・(4) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

- (1) 略
- (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからエまでに掲げる場合に並び、それぞれ同号アからエまでに掲げる金額を超えないこと。
- (3) 入居者の配偶者又は第7条第4項各号に掲げる者であること。

3～5 略

第5条の2 略

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅の入居者は、同項に掲げる条件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 中学校を卒業し、又は修了するまでの児童と同居する者
- (2) 略
- (3) 5人以上の世帯又は18歳未満の児童が3人以上の世帯を構成する者

(4)～(14) 略

(同居の承認)

第9条の2 略

2 知事は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

- (1) 略
- (2) 前項の承認後における当該入居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に並び、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。
- (3)・(4) 略

(入居の承継の承認)

第9条の3 略

2 知事は、同居者が次に掲げる事由の全てに該当しているときは、前項の承認をすることができる。

- (1) 略
- (2) 前項の承認後における当該同居者の収入が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に並び、同号アからウまでに掲げる金額を超えないこと。
- (3) 入居者の配偶者 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 又は第7条第4項各号に掲げる者であること。

3～5 略

<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからエまでに掲げる場合に応じ<u>それぞれ</u>同号アからエまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件		免除の範囲
略				略			
看護職員奨学金	<p>県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において<u>常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護職員をいう。以下同じ。）の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間以上である看護教員をいう。以下同じ。）の業務に従事し、引き</u></p>	略	看護職員奨学金	<p>県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において<u>常勤の看護職員の業務（1週間当たりの勤務時間が32時間以上であるものに限る。以下同じ。）に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間これらの業務に従事したとき。</u></p>	略

で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	続き6年間これらの業務に従事したとき。		で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金		
	2 県内において <u>常勤看護職員</u> 又は <u>常勤看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。			2 県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤看護職員</u> 又は <u>常勤看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部（大規模病院において <u>常勤看護職員</u> の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする。）		3 第1号に該当する場合を除き、県内において <u>常勤の看護職員</u> 又は <u>看護教員</u> の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部（大規模病院において <u>常勤の看護職員</u> の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする。）
	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著し	略		4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著し	略



		い障害を受けたため常勤看護職員の業務に従事することができなくなったとき。				い障害を受けたため常勤の看護職員の業務に従事することができなくなったとき。	
略				略			
医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者にあつては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。））において医師	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部	医師養成確保奨学金	県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者にあつては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。））において医師	3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

	の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金				の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金		
地域医療強化医師確保奨学金	<p>県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（県内の地域医療に貢献する者を確保するために設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 鳥取大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間内に）国立大学法人鳥取大学医学部附属病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了後直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間内に）国立大学法人鳥取大学医学部附属病院が管理を行う専門研修（医師が臨床研修を修了した後に受ける医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修をいう。以下同じ。）</p>	債務の全部				

		を受け、又は知事が別に定める業務に従事し、専門研修等期間（専門研修を県内において受けた期間又は知事が別に定める業務に従事した期間を通算した期間をいう。以下この項において同じ。）が4年間となったとき。					
		2 前号に規定する臨床研修を受けている期間又は専門研修等期間中に、研修若しくは業務上の事由により死亡し、又は研修若しくは業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその研修を受け、又はその業務に従事することができなくなったとき。					
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部				
略				略			
育英奨学資金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当	1 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部	育英奨学資金	有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等	借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	債務の全部又は一部

<p>する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、特別支援学校、高等専門学校、大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。))又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金</p>	<p>2 国外の大学を卒業した者(貸与を受けた奨学資金の額に国外加算額が含まれる者に限る。))が、当該大学を卒業した日から起算して1年(国内への転居、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、3年以内で知事がその都度定める期間)以内に県内居住(就業を伴う県内での居住をいう。以下同じ。))又は県内就業(県内企業(勤務する事業所又は主たる事務所の所在地が県内にあるものをいう。))における就業をいう。以下同じ。))を開始し、当該大学を卒業した日から起算して8年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)を経過するまでの間に県内居住の期間と県内就業の期間が通算して5年以上となったとき。</p>	<p>債務の一部(国外加算額に相当する額を限度とする。))</p>	<p>する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。)、特別支援学校、高等専門学校、大学(大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。))又は専修学校に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金</p>		
<p>略</p>			<p>略</p>		
<p>備考 1 略 2 <u>看護職員奨学金の項免除の条件の欄第1号及び</u></p>			<p>備考 1 略</p>		

第3号の規定による常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事した期間の計算については、常勤看護職員又は常勤看護教員の業務に従事することができなかった場合において非常勤看護職員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護職員をいう。）又は非常勤看護教員（1週間当たりの勤務時間が32時間未満の看護教員をいう。）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

3 略

4 略

5 略

6 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）及び常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師（当該指定病院等において定める医師の勤務時間の一部を勤務し、又は1週間当たり32時間未満勤務する医師をいう。以下同じ。）の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加えるものとする。

7 略

8 地域医療強化医師確保奨学金の項免除の条件の欄第1号に規定する専門研修等期間の計算については、知事が別に定めるところによるものとし、専門研修を修了した後（これに準ずると認められる場合を含む。）又は知事が別に定める業務に従事した後、直ちに（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間内に）県内の病院又は診療所において医師の業務に従事したときは、当該医師の業務に従事した期間を加えるものとする。

9 臨時特例医師確保対策奨学金の項免除の条件の欄第1号、臨床研修医研修資金貸付金の項免除の条件の欄第1号及び医師海外留学資金貸付金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、常勤医師としての業務に従事することができなかった場合において非常勤医師の業務に従事した期間を知事が別に定めるところにより換算した期間を加

2 略

3 略

4 略

5 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄第1号の規定による常勤医師としての業務に従事した期間の計算については、知事が特に指定する病院において常勤医師としての業務に従事する期間は3年を上限とし、臨床研修を受けた期間（その期間が2年を超えるときは2年とし、奨学金の貸与を受けた期間が2年未満のときは1年とする。）を加えるものとする。

6 略

えるものとする。

- 10 育英奨学資金の項免除の条件の欄第2号に規定する国外加算額とは、貸与を受けた育英奨学資金の額のうち大学等が設置されている国の地域に応じて加算して貸与された額をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の債務の免除から適用する。

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第38号**

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第7条 知事は、非常災害その他特別の事由があると認められる生徒に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選抜手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第7条 知事は、非常災害その他特別の事由により、<u>学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒</u>に対しては、規則で定めるところにより、授業料、入学料及び入学選抜手数料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 令和7年4月以降の月分の授業料であってこの条例の施行の日までに既に納付したものについて、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第7条第1項の規定により減免を行ったときは、同条例第8条の規定にかかわらず、これを還付することができる。

# 教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

## 鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(奨学資金の額)</p> <p>第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国内の大 学等に在 学する場 合</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">国 立 又 は 公 立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">私 立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">国外の大学に在学 する場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">基本額に、必要に 応じて国外加算額 を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>この表において、「基本額」とは、月額60,000円、月額90,000円又は月額120,000円のうち、奨学資金の貸与を受けようとする者が選択する金額をいう。</u></p> <p>2 <u>この表において、「国外加算額」とは、大学が設置されている国の地域に応じて、月額20,000円、月額40,000円又は月額80,000円のうちから教育委員会が別に定めるところにより決定される金額をいう。</u></p> <p>(貸与の期間)</p> <p>第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限（<u>国外の大学又は高等学校の通信制の課程若しくは学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程にあつては、4年</u>）の終了する月までとする。</p> <p style="text-align: center;">別記様式第1号（第4条の3、第4条の4関係） (表)</p>	区 分	金 額	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国内の大 学等に在 学する場 合</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">国 立 又 は 公 立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">私 立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table>	大学 等奨 学資 金	国内の大 学等に在 学する場 合	国 立 又 は 公 立	月額 45,000円			私 立	月額 54,000円			国外の大学に在学 する場合		基本額に、必要に 応じて国外加算額 を加算した額	<p>(奨学資金の額)</p> <p>第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国立又は公立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(貸与の期間)</p> <p>第4条 奨学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受けることとなった月から高等学校等又は大学等の正規の修業年限（<u>高等学校の通信制の課程又は学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程にあつては、4年</u>）の終了する月までとする。</p> <p style="text-align: center;">別記様式第1号（第4条の3、第4条の4関係） (表)</p>	区 分	金 額	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国立又は公立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table>	大学 等奨 学資 金	国立又は公立	月額 45,000円		私立	月額 54,000円	
区 分	金 額																														
略																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国内の大 学等に在 学する場 合</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">国 立 又 は 公 立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">私 立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table>	大学 等奨 学資 金	国内の大 学等に在 学する場 合	国 立 又 は 公 立	月額 45,000円			私 立	月額 54,000円																							
大学 等奨 学資 金	国内の大 学等に在 学する場 合	国 立 又 は 公 立	月額 45,000円																												
		私 立	月額 54,000円																												
	国外の大学に在学 する場合		基本額に、必要に 応じて国外加算額 を加算した額																												
区 分	金 額																														
略																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">大学 等奨 学資 金</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">国立又は公立</td> <td style="width: 75%; text-align: center;">月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">私立</td> <td style="text-align: center;">月額 54,000円</td> </tr> </table>	大学 等奨 学資 金	国立又は公立	月額 45,000円		私立	月額 54,000円																									
大学 等奨 学資 金	国立又は公立	月額 45,000円																													
	私立	月額 54,000円																													



略
注 略
(裏)
略
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
申 請 者 氏名
法定代理人 氏名
住所
申請者との続柄 ( )

注 略

別記様式第4号(第5条の2関係)

(表)

略
注 略
(裏)
略
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
申 請 者 氏名
法定代理人 氏名
住所
申請者との続柄 ( )

注 略

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	
	保証人氏名	
略		

注 略

別記様式第7号(第8条の3関係)

略
注 略
(裏)
略
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、高等学校等奨学資金の貸与を申請します。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
申 請 者 氏名
法定代理人 氏名 <span style="float:right">㊟</span>
住所
申請者との続柄 ( )

注 略

別記様式第4号(第5条の2関係)

(表)

略
注 略
(裏)
略
上記のとおり記載事項に相違ありませんので、鳥取県育英奨学資金貸与規則の規定により、大学等奨学資金の貸与を申請します。
年 月 日
鳥取県教育委員会 様
申 請 者 氏名
法定代理人 氏名 <span style="float:right">㊟</span>
住所
申請者との続柄 ( )

注 略

別記様式第6号(第8条の2関係)

鳥取県育英奨学資金貸与期間延長申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

次のとおり奨学資金の貸与期間の延長を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	<span style="float:right">㊟</span>
	保証人氏名	<span style="float:right">㊟</span>
略		

注 略

別記様式第7号(第8条の3関係)

転学奨学資金継続申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

年 月 日から次のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	
略		

注 略

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称

学校長氏名

職印

別記様式第8号(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所

本人(奨学生)氏名

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

略
---

注 略

別記様式第9号(第10条関係)

鳥取県育英奨学資金借用証書

略
---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略
---

私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。

※ただし、保証人が支払義務を負う債務の上限額

転学奨学資金継続申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

年 月 日から次のとおり転学しましたので、引き続き奨学資金の貸与を申請します。

略		
略	連帯保証人氏名	㊟
略		

注 略

上記のとおり、転学により本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校の名称

学校長氏名

職印

別記様式第8号(第9条関係)

鳥取県育英奨学資金辞退届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所

本人(奨学生)氏名

㊟

住 所

連 帯 保 証 人 氏 名

㊟

次のとおり奨学資金の貸与を辞退します。

略
---

注 略

別記様式第9号(第10条関係)

鳥取県育英奨学資金借用証書

略
---

鳥取県育英奨学生として貸与を受けた上記奨学資金は、規定に従い私ども連帯で裏面奨学資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一奨学資金の返還を怠った場合には、奨学資金返還明細書に記載した返還期限の到来前において指定された日までに返還未済額の全部を一括返還することを請求され強制執行の手続をとられても異議ありません。

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略
---

私は、上記の本人及び連帯保証人が奨学資金返還義務の履行を怠ったときは、その義務を継続履行します。

は返還未済額の2分の1の金額です。  
略

※租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税は課されません。(国外の大学に在学した奨学生の場合は、※の記載を削除する。)

鳥取県育英奨学資金返還明細書

略

学校名 略

略

返還額	<input type="checkbox"/>	半年賦 (最終返還額)	略
	<input type="checkbox"/>	月賦 (最終返還額)	
方法	<input type="checkbox"/>	略	

引落金融機関 ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外  
(電子申請 有 ・ 無)

略

- (記入上の注意)
- 借用証書(表面)と返還明細書(裏面)の金額を一致させること。
  - 借用証書(表面)の金額の訂正はできない。返還明細書(裏面)の金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
  - 略
  - 略
  - 返還額・方法の欄は、半年賦、月賦又は繰上返還のいずれか希望のものについて記入すること。
  - 借入金額の全額を一括繰上返還する場合は、半年賦及び月賦の欄に記入しないこと。
  - ゆうちょ銀行以外の銀行に対して口座振替の依頼を行った場合は、引落金融機関の欄の電子申請の有無の該当するものに☑を付けること。
  - 略

別記様式第10号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書  
年 月 日  
鳥取県教育委員会 様

略

※租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により、印紙税は課されません。

鳥取県育英奨学資金返還明細書

略

学校名 学校 略

略

返還額	<input type="checkbox"/>	半年賦 (最終返還額)	略
	<input type="checkbox"/>	月賦 (最終返還額)	
方法	<input type="checkbox"/>	略	

引落金融機関 ゆうちょ銀行・ゆうちょ銀行以外

略

- (記入上の注意)
- 表面の借用証書と裏面の明細書の金額を一致させること。
  - 金額の訂正は、必ず本人の訂正印を押すこと。
  - 返還額・方法欄は、半年賦、月賦又は繰上返還のいずれか希望のものについて記入すること。
  - 借入金額の全額を一括繰上返還する場合は、半年賦及び月賦の欄に記入しないこと。
  - 略
  - 略
  - 略

別記様式第10号(第12条関係)

鳥取県育英奨学資金返還猶予申請書  
年 月 日  
鳥取県教育委員会 様

次のおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨 学 生 番 号 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 \_\_\_\_\_

申請者（奨学生）氏名 \_\_\_\_\_

略

注 略

別記様式第11号（第13条関係）

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏 名 \_\_\_\_\_

申請者が相続人の場合は統柄：奨学生の（ ）

次のおり奨学資金の返還の免除を申請します。

理由	略	添 付 書類	略
理由 (※)	<input type="checkbox"/> 精神又は身体の著しい障がい		医師の診断書、障害者手帳の写し等
	<input type="checkbox"/> （ ）年の県内居住 （ ）年の県内就業		県内居住の期間に係る住民票及び戸籍の附票並びに県内就業の期間に係る勤務先の就労証明書（自営業の場合は当該期間分の確定申告書の写し）等

注 略

次のおり奨学資金の返還の猶予を申請します。

奨 学 生 番 号 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 \_\_\_\_\_

申請者（奨学生）氏名 \_\_\_\_\_ ㊤

略

注 略

別記様式第11号（第13条関係）

鳥取県育英奨学資金返還免除申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

住 所 \_\_\_\_\_

申 請 者 氏 名 \_\_\_\_\_

申請者が相続人の場合は統柄：奨学生の（ ）

次のおり奨学資金の返還の免除を申請します。

理由	略	添 付 書類	略
理由 (※)	<input type="checkbox"/> 精神又は身体の著しい障がい		医師の診断書、障害者手帳の写し等

注 略

附 則

この規則は、令和7年7月4日から施行する。